

「建設工事の最低制限価格の設定方法」の改定について

本市が発注する建設工事に係る最低制限価格については、平成19年4月13日付けで制定した「建設工事の最低制限価格の設定方法」を平成24年5月8日から一部改正を行い運用しているが、適正な実行予算に基づく積算による入札を促し、入札の透明性・公平性を図るため、次のとおり改定し試行する。

1 予定価格の4分の3を下らない範囲内で設定するもの

(1) 次に該当する建設工事

- ① 見積による諸経費率を適用して積算を行っている場合
- ② 別表(参考)による積算基準以外の基準により積算を行っている場合

2 予定価格の4分の3を下らず、(2)で設定するもの

(1) 上記(1)に該当するものを除く、すべての建設工事

【改正前】

- (2) 最低制限価格の算出方法は、次式により設定するものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。
最低制限価格(税抜) \geq 最低制限基準価格 + (最低制限基準価格 \times ランダム係数(電子計算機により算出した 0%~5% までの数値))

最低制限基準価格は、別表(参考)による積算基準を用いた積算価格により、次式により設定するものとする。

最低制限基準価格 \geq 直接工事費 \times 0.95 + 共通仮設費 \times 0.90 + 現場管理費 \times 0.60 + 一般管理費等 \times 0.30 (この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。)

【改正後】

- (2) 最低制限価格の算出方法は、次式により設定するものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。
最低制限価格(税抜) \geq 最低制限基準価格 + (最低制限基準価格 \times ランダム係数(電子計算機により算出した 0%~1% までの数値))

最低制限基準価格は、別表(参考)による積算基準を用いた積算価格により、次式により設定するものとする。

最低制限基準価格 \geq 直接工事費 \times 0.95 + 共通仮設費 \times 0.90 + 現場管理費 \times 0.60 + 一般管理費等 \times 0.30 (この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。)

3 対象工事

すべての建設工事

4 最低制限基準価格に用いる算出式の運用

別表のとおり

5 適用

平成25年4月1日以降に公告又は指名通知する建設工事に適用する。

別表

工 事 の 種 類		工 事 費 内 訳				
		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
土 木 工 事	下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	鋼橋製作	直接工事費＋材料費＋製作費 ＋工場塗装費＋輸送費＋架設費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費	一般管理費等
	電気（一般工事）	直接工事費＋直接製作費（機器費×0.6）	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費（機器費×0.1）	現場管理費＋工場管理費（機器費×0.2）＋機器間接費	一般管理費等 ＋機器費×0.1
	電気（鉄塔・反射板工事）	架設工事原価の直接工事費＋ 工場塗装費＋鉄塔製作費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費（鉄塔製作費×0.3）	現場管理費＋工場管理費（鉄塔製作費×0.1）	一般管理費等
	機械設備	直接工事費＋直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費 ＋据付間接費＋設計技術費	一般管理費等
建 築 工 事	建築（建築機械設備，建築電気設備を含む）	直接工事費×0.85	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋直接工事費×0.15	一般管理費等
	建築（昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事）	直接工事費×0.8	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋直接工事費×0.2	一般管理費等
下 水 道 工 事	下水道電気設備 下水道機械設備	直接工事費＋機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分 ＋機器費×0.1	現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋機器費×0.2	一般管理費等 ＋機器費×0.1

最低制限基準価格に用いる算出式の運用

（備考）土木工事に関する用語の定義：広島県土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携、下水道用設計標準歩掛表等

建築工事に関する用語の定義：公共建築工事積算基準等

下水道工事に関する用語の定義：下水道用設計標準歩掛表